

地域交通対策等特別委員会記録

開催日時 平成25年6月21日(金) 13:03~13:54

開催場所 第1委員会室

出席委員 8名

安井 宏一 委員長
乾 浩之 副委員長
森山 賀文 委員
宮本 次郎 委員
高柳 忠夫 委員
米田 忠則 委員
出口 武男 委員
小泉 米造 委員

欠席委員 なし

出席理事者 大庭 県土マネジメント部長 ほか、関係職員
大森 交通部長

傍聴者 1名

議 事

- (1) 6月定例県議会提出予定議案について
- (2) 「奈良県公共交通条例」(案)について
- (3) その他

〈質疑応答〉

○安井委員長 ただいまの大庭県土マネジメント部長からの説明、報告、その他の事項も含めまして質疑があればご発言を願いたいと思います。何か質疑ございませんか。

○高柳委員 報告事項の1です。

今、奈良県で大きな問題になっているバス路線で、25路線45系統の話ですが、もう一度どのような確認でその話を県が押さえているのかを言っていただきたいと思います。それを受けて、奈良県地域交通改善協議会が知事を筆頭に格上げした対応をしているのだと思うのですけれども、このスケジュールを含めて、すごく大きな内容をはらんでいる協議会なので、今後のスケジュール案で、果たして十二分にそういう該当する市町村なりその地域の公共交通の現状が厳しいのはわかりますけれども、そここのところで住民も巻き込

んで一定の方向性を出せるのかどうかをもう一度、バス路線が廃止されるというスケジュールと並べて、この協議会が個別にあるのではないので、その辺のところも詳しく述べていただきたいと思います。

○村上県土マネジメント部次長（交通政策担当・地域交通課長事務取扱） お答え申し上げます。

まず、スケジュールについてでございますけれども、お手元の資料の4ページで示させていただいております。詳しく述べますと、現段階においては6月に地域交通改善協議会幹事会を行わせていただきました。その際に、市町村で現在行われているコミュニティバスの取り組み、そして、あと路線バスについての維持とかの確認をさせていただきました。それを踏まえて、先ほども大庭県土マネジメント部長から申し上げましたように、7月17日の知事を筆頭とした地域交通改善協議会において議論して、その中で分析結果の報告、今後の方針の検討をさせていただくことにしております。

それで奈良交通からの25路線の廃止の申し入れの話についてですけれども、来年の10月が奈良交通側は期限だと申しております。それについて、その廃止ありきというわけではなくて、移動ニーズの多様化、こういったものに対応したようなことで、今年度中には施策の方向性を打ち出していきたいと考えております。それにあわせて支援のあり方、そして役割分担のあり方についても方向性を今年度中には決めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○安井委員長 どっちみち方向性を出していくと。

○高柳委員 なるほど来年の10月にいろいろな市町村なり県と協議をしながら廃止の話というのは、2つ目の話です。1つ目の話は、その1年前にどこを廃止するかも含めて結論を出して、1年後の来年の10月にもう走らないという案を持ってきているのではないのでしょうか。という話で、その辺のところ、奈良県が置かれている状況を、この委員会のメンバーが共有して、そこからスタートしないといけないと思うのです。

4ページのスケジュールでいえば今、6月のもう20日です、きょう、21日か。そしてたら、ステップ2まで来ているのです。本当はきょうの中でといっても、事前にいろいろな報告は聞かせていただいたのですけれども、相当苦労しているという話はわかるのですけれども、そういうデータも含めて、ここで共有することが必要だと思うのです。これの整理、問題点の整理というのはもうほぼステップ3に今入っているのです。私たちはこの中で出た材料のうち、スケジュールだけもらっているのです。という話では、きょう、

これから条例のことに関しても話しをするのですけれども、そのようなことではやっぱりだめと違うかなということがあって、この10月までには一定の方向を出すことで動いているわけです。これで見たら、地域別部会が8月中旬にあって、幹事会が9月中旬にあって、協議会が10月にあるのです。ここで一定の結論を出すということですか。どこどこは廃止、どこどこはこんな形ですとかというのは、ここで結論を出すとこれは読み取ったらいいわけですか。

○村上県土マネジメント部次長（交通政策担当・地域交通課長事務取扱） お答え申し上げます。

ことしの10月というのは、具体的にこの路線を廃止ということではございません。廃止するか、あるいはその別の輸送手段にかえるのか、そういったもの、やはりそれぞれの路線によって特性がございます。その特性とカテゴリーを整理した上で、そのカテゴリーにふさわしい輸送の確保のあり方を整理すると。したがって、10月の時点において具体的な路線を廃止するというもの、廃止かどうかを決めるものではございません。

なお、ちょっと読み上げさせていただきますと、昨年10月、奈良交通から申し入れがあった内容についてですけれども、そこでは、昨年の10月に県において協議をしてほしいという趣旨の申し出がございました。それで、それに加えて奈良交通から、読み上げますと、協議に当たり、これ以上大きな経営環境の変化が生じない限り、当社は協議対象路線を平成26年9月30日まで原則として確保させていただきますという申し入れもあわせてしております。したがって、それにあわせるような形で、今回お示しいたしましたスケジュールで進めさせていただきたいと考えております。

一方、高柳委員がおっしゃるように、事実がどうなのかということも明らかにしていくことが非常に大事だと思っております。特に輸送人員がどうなのか、費用がどうなのか、収入はどうなのか、そういったものを明らかにした上で、輸送特性が現行の輸送の仕方、バスなのかコミュニティバスなのかなどですけれども、そういったものがふさわしいのかどうかは、データと事実をベースとして、実際に考え方を整理させてもらいたいと考えております。

なお、協議会、幹事会についての資料などについては、ご存知かもしれませんが、ホームページで公表させていただいております。引き続きそのような方向でオープンな形にさせていただきたいと考えております。以上です。

○高柳委員 この特別委員会が開かれていくということになったら、またこの中でもでき

ると思いますし、所管する常任委員会の中でも、この話は続いていくとは思いますが、けれども、何せ年4回という形になりますので、その間含めて、すごく大きな課題ですし、条例ができて以降の大きな公共交通にかかわる変わり目となりますので、ぜひとも情報を適時に出していただいて、進めていただきたいと思います。以上です。

○安井委員長　そういう意見ですので、よろしくお願いします。

ほかにございませんか。

ほかにないようでございますので、これをもちまして質疑を終わります。

案件の2でございますけれども、奈良県公共交通条例（案）について、まず5月17日から6月5日に実施いたしましたパブリックコメントの結果を私から説明させていただきたいと思います。

条例素案に対するパブリックコメントは、5月17日から6月5日まで行いました。提出状況は、提出者8名、提出件数は13件でございます。内容別に見ますと、公共交通のあり方について1件、施策の推進と連携について1件、県の責務について5件、県民の役割について1件、将来の社会のあり方について1件、計画について4件のご意見がありました。

資料、「意見の概要及び委員会の考え方」について概要を申し上げます。

1つ目の、公共交通のあり方ですが、前文の5段目のところで「過度に」という文言を加え、すべての県民が社会生活を営むため、不便や不自由を過度に感じる事のない移動環境の確保を社会インフラと位置づけし、というご意見です。これについての委員会の考え方は、公共交通のあり方については県、市町村、公共交通事業者等、県民が連携し、及び協力しながらつくり上げていくものと考えていますので、原案どおりに対応したいと考えております。

2つ目の施策の推進と連携ですが、奈良県の公共交通が抱える課題の一つとして、道路渋滞が挙げられ、特に奈良県北部の通勤通学時間帯の鉄道駅では深刻な状況となっているところがあります。限られたハードの中で公共交通の利便性を向上または維持するためには自家用車の規制は不可欠なもので、奈良県警との連携が必要であると考えておりますので、前文及び第3条第3項の連携する者に「奈良県警」を追加するというご意見であります。これに対しまして、県には奈良県警察も含まれているという解釈ですので、奈良県警察も含めて県全体で取り組んでいくこととしますと回答いたします。

3つ目の県の責務に関しましては、広域的なネットワークの確保、必要な予算措置、市

町村、公共交通事業者等及び県民も含めた協議体制の整備を県の責務として明確化のご意見、その次の県による安定した支援の仕組みが不可欠であるとするご意見、その次も同様のご意見でございます。これにつきましては、公共交通による移動環境を確保することについては、市町村、公共交通事業者等が公共交通の実施主体として大きな役割を果たしているところであり、このような中で県は、県の広域的なネットワークなどの県の施策を総合的かつ計画的に策定、実施し、市町村や公共交通事業者が実施する事業に対する必要な助言、その他の支援に努めるとすることを考え方としております。

次に、行政が主体となって施策を推進することというご意見については、県、市町村、公共交通事業者等、県民が相互に連携、協力しつつ行われるものであるという考え方としております。最後のご意見の補助金の拡充などのさらなる支援を求めるとご意見に対しましては、具体的な施策が企画立案される中で検討されるものと考えてしております。

4つ目に県民の役割について、各県民に実践を求め、公共交通の利用促進を考慮しつつ生活するよという趣旨の文言を補強するというご意見ですが、これについては、前文に言及していること、地域の状況または個人々の状況はそれぞれ異なることから、公共交通の利用促進を一律に求めるのではなく、県民の皆様には県または市町村が実施する公共交通に関する施策に協力するよう努めることをお願いするという考え方としております。

5つ目の将来の社会のあり方について、限界集落の移転などの提言をできる項目を設けるというご意見ですが、これに対しましては集落の移転については公共交通のみで議論される問題ではないという考え方でございますが、第6条の県民の役割のところ、県は公共交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県民及び来訪者と情報を共有し、広く知識と意見を求めることとしておりますという考え方でございます。

6つ目の計画に関する意見ですが、まず、公共交通機関に不定期便の活用を重視するため、情報化を盛り込むことというご意見ですが、これに対しましては、具体的な施策が企画、立案される中で検討されるという考えでございます。

次に、人口減少から定期的な見直しを規定するというご意見ですが、見直しについては第7条第3項で必要に応じ、見直しを行うと規定されているという考えでございます。

次に、公共交通事業者ではカバーしきれないところを担うシステムをつくるために、自家用車が地域の補助的な公共交通機関の補完ができる仕組みをつくるため、交通事業者のほか、公共交通事業者に準ずる仕組みを取り入れることを明記するという意見でございますが、自家用自動車の使用については、地域の実情に応じて具体的な施策が企画、立案さ

れる中で検討されるものと考えてしております。

次のご意見ですが、中南部の広域バス路線の多くは沿線に観光地が点在しており、生活路線としての役割だけでなく、観光路線としての役割を担っている。公共交通と地域振興、観光施策のシナジー効果によって効率的に路線が維持確保できるのではないかと考えるところであるため、連携する施策の中に地域振興、観光を追加するというご意見でございます。これについては、第7条第1項中のその他には当然、地域振興、観光も含まれるということをお考え方としております。

以上がパブリックコメントの意見の概要と委員会の考え方でございます。また、パブリックコメントの結果については、本日の委員会でまとめましたら、7月1日から7月31日までの間、ホームページ等で公表する予定となっております。

なお、パブリックコメントの結果を反映した条文の修正はございませんが、文言整理の範囲で素案に修正を加えております。

資料の対照表をごらんください。修正箇所は下線部のとおりです。

まず前文の3段落目、素案では「公共交通の維持が困難になりつつある状況は」とありましたが、2段落目の最後と同じ文言で重複するため、「この状況は」と変更しております。

次に、前文の5段落目、「社会的インフラ」という文言でしたが、社会インフラと奈良県交通基本戦略等、一般に使用されていますので、「社会インフラ」に修正しております。

次に、2条の基本理念のところですが、素案の「また、公共交通に関する施策の推進は」以下も重要な文言であること、「また」の文言は、法令上使用しない約束事となっているため、2項として独立させています。

最後は2ページ目の一番下の附則ですが、速やかな施行をするため、「この条例は公布の日から施行する」と修正しております。

以上でございます。ただいまの説明及び条例案について別紙を参照していただきながら委員の方々のご意見を取りまとめたいと思いますが、委員の方々のご質問あるいはご意見等ありませんでしょうか、パブリックコメントの。

○宮本委員 条例案がいよいよ大詰めということで、2年にわたっていろいろな議論をしてきて、特にこの2年は、さまざまな地域で公共交通のことが要求としてあらわれてきたと思っております。県の責務というものを明確にうたって、そして県民については、役割という形になりましたけれども、県民の声にきっちり県も耳を傾けるということが盛

り込まれたという点は私たちとしても、これまで取り上げてきたことがここに来たかなと思っているところがございます。

ただ、今後、この条例が本当に生きるかどうかということは、先ほど来報告がありました地域交通改善協議会ですね、きちんと議会もしっかりこの議論を掌握して、県の取り組みとしてつなげていくことができるかどうかにかかってくると思いました。この公共交通にかかわる委員会というのは、今後6月議会を終えて特別委員会をまた組み直すということになるわけですが、非常に県民的にニーズも高まっており、またこの条例を定めて、さあ、これからスタートだと、キックオフだということですので、引き続き必要な委員会ではないかと思った次第であります。今後この条例が生かされて、きっちりと県民、県の責務が果たされていくことを強く願って、この条例案に賛成して、今後はこれを生かして政策を進めていきたいと思えます。意見として申し上げておきます。

○安井委員長　ご意見をいただきました。

ただいまの私の報告でございますけれども、ほかにご意見等、何か感想、感想というか、よろしゅうございますか。パブリックコメントはこういう形で県民の方々から、今、私としても関心の高さというんですか、県民の方もいろいろそうお感じになってる点もこういった中にあらわれているのではないかと思いますし、議会としてもこれからも取り組んでいく強い姿勢をこの条例制定に向かって発信しているわけですので、最終的にはこういう案文で取りまとめをしていきたいと思うのですが、何かございませんか。

委員の方々からのご意見はこれをもって終結したいと思えます。

当然、条例のことですので、理事者のご意見もお伺いしたいと思うのですが、何かご意見、ご感想等ございますか。

○大庭県土マネジメント部長　理事者側としての意見を述べさせていただきたいと思えます。

この地域交通対策等特別委員会、連休の前後にも勉強会含め開催され、条例の議論に理事者側も参加させていただいておりました。今回のこの奈良県の公共交通条例は、公共交通による生活空間を享受できる移動環境を確保するために、県、市町村、公共交通事業者及び県民が連携し、協働することを理念とした大変画期的な条例だと思います。3条から6条の中で県の責務、市町村との連携、公共事業者等の役割、県民の役割を明確にさせていただいておられます。従いまして、この条例は関係者の意識の向上あるいは公共交通政策の推進に大変有意義でありました。県の責務もしっかり書いていただきましたので、きょう

ご説明いたしました奈良県地域交通改善協議会において動かしている具体的な施策の推進に対しても大いに資するものと考えております。以上でございます。

○安井委員長 ただいま大庭県土マネジメント部長からの発言もございましたが、やはり今後の取り組み等については、奈良県地域交通改善協議会での取り組み等に反映できればとも思っております。

理事者の方々の中で、ほかに何かお感じになった点はございませんか。

パブリックコメントを出していただき、これだけのご意見をいただいたことについては、奈良県地域交通改善協議会の中で案文あるいは条例が制定された後も十分反映していただくという意味で、非常に貴重な意見だったと思っています。

ただいまパブリックコメントについてのご意見を伺いましたけれども、委員の方々もこれでよしということで、理事者の大庭県土マネジメント部長からもそういうご意見でございましたので、この件に関しましてはこれで終わりたいと思います。

次に、採決についてでございますけれども、奈良県公共交通条例の案をお示しさせていただきます。これにつきましては原案どおり提出したいと思いますが、それによろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでいいということでございますので、奈良県公共交通条例(案)につきましては、原案どおり議案を提出することにいたします。

それでは、ただいま議決いただきましたように、地域交通対策等特別委員会が議案提出することに決しました。

なお、若干の文言整理については、正副委員長にご一任願いまして、本会議最終日に上程し、提案理由説明を私からさせていただきたいと思っておりますので、ご了承願います。

それでは、閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

特別な事情が生じない限り、ただいまの構成による当委員会は本日の委員会をもって最終になるかと思っております。平成23年5月より委員各位には当委員会所管事項であります地域交通対策及びリニア中央新幹線につきまして終始熱心にご審議いただきました。また、理事者におかれましても、種々の問題について積極的な取り組みをしていただきました。おかげさまをもちまして、無事任務を果たすことができましたことを委員各位及び理事者の皆様方に厚く感謝申し上げます、簡単でございますが、正副委員長のお礼のあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

それでは、理事者の方は、ご退席を願いたいと思います。委員の方は少しお残りください。

(理事者退席)

○安井委員長 残っていただいて恐縮でございます。当委員会は設置後2年間を経過いたしましたして、6月定例会最終日の調査報告をもって終了するわけでございますけれども、最終日の調査報告に係る調査報告書(案)、委員長の報告(案)について事前に各委員にお送りいたしております。

まずお手元に配付しております調査報告書(案)及び委員長報告(案)について、事前にご確認いただいておりますが、何かご意見等ございませんか。ありましたら、ご発言をお願いします。

○宮本委員 2年間お疲れさまでした。ありがとうございました。

まず、ご苦勞に対して敬意を表したいと思いますが、その上で、委員長報告(案)5ページです。特にリニア中央新幹線については特別な関心を持って調査をしてみました。この委員会でも意見を述べさせていただきましたし、また、本会議の場でも知事に直接認識を問いましたが、このリニア中央新幹線が一面、やはり委員長報告に対し、委員長報告の案の5ページですが、時間の短縮ですとか経済発展の効果などが言われる半面、電磁波に対する安全の問題ですとか、あるいはJR東海そのものが単独の費用ですべてを賄えるのかどうか。現行の新幹線でさえも最後には国費の投入ということになったわけですから、リニア中央新幹線はさらに高度な技術で、また超電導の磁器に耐える硬マンガン鉱という素材でレールを引くとか、そういうことでいいますと、また、山梨県の南アルプスをトンネルで掘ると、大深度地下を掘るということについていいまして、費用面でも国費投入ということになりかねないという問題をはらんでいるとか、また、奈良県の経済効果ということであっても、ストロー現象ということが既に東北新幹線では青森県など言われている昨今で、東京、名古屋、大阪のさらなる都市集中を引き起こすのではないかとされています。そういう一方の影響を私は常に議論してきたつもりなのですが、この委員長報告(案)では失礼ながら、そういった意見は全く書かれていないと思いますので、その点、何らかの形でそういう懸念も表明されたということを盛り込むなりしないと、もし仮に、30年、40年後にリニア中央新幹線が開業したけれども、やっぱりいろいろな弊害がありましたというときに、一体あのときの議会はどうだったのかということになると思います。私は両論併記していただくことを強く求めるものですが、その点いかがでしょ

うか。

○安井委員長 通常の常任委員会あるいは特別委員会の委員長報告でも、意見の相違点があれば両方の委員長報告を作成されています。討論する場合は別として、しない場合は併記しています。それでこの案文の中で今、宮本委員がおっしゃったような文言が少し漏れているような気がします。(発言する者あり)

効果を大きくということでも効果の面を強調しているわけですがけれども、宮本委員の意見を少しこの中で反映できればと思います。

○宮本委員 委員長からも私の主張したことが反映されていないという認識が示されましたので、非常に正面から受けとめていただいて感謝をいたします。そういう点ではぜひ正副委員長で相談していただいて、そういう意見が委員の中からあったことをここに書いていただければ、そういう報告は我々も是として受けとめる。この報告ですと、これはちょっと待てでございますので、そのことを申し上げておきます。

○安井委員長 正副委員長に一任されていますから、また、できた文書は送らせていただきます。お目通しいただきたいと思います。

○宮本委員 一任とは言いませんが……(発言する者あり) はい、また事前に私も拝見したいと思いますので。

○安井委員長 事前に配付をしまして、またご意見をお伺いしたいと思います。

ほかにはございませんか。

2年間にわたってこの条例ができ上がったことについては、委員の皆さん方の本当に絶大な、すごいパワーを発揮されたものと思っておりますし、これは委員会の大きな成果だと思います。やっぱりこういって議論伯仲してできたもの、これからの議会運営にまた何らかの形で生かしていただければと思います。

一つは委員同士のコミュニケーションが非常に行き渡ったこと、そして思っていること、言ったことが条例に反映した、あるいはできる、そういうこともよくわかりました。これからも何らかの形で議会というものが情報発信できるような、そういうものであってほしいと思いますので、委員の皆さん方の、活発なご意見をこれからも願うものでございます。申し上げたいことはたくさんありますけれども、感想を申し上げさせていただきました。

ほかに特にないようでございますので、この件に関しましては、これをもって終了させていただきます。まことに協力ありがとうございました。